

2024年3月号

多文化共生情報广场信息报

◇発行: 东大阪市多文化共生情報广场(毎月発行1次)

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 市役所16階

◇TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823 <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



← 希望通过电子邮件阅读多文化共生情報广场信息报时, 请扫码。

仅限 2023 年度住民税均等割的课税家庭的物价上涨对策补助金 (发放 10 万日元)

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯へ物価高騰対策給付金(10万円給付)

2023年12月1日, 在本市有居民登记, “仅限由2023年度住民税均等割的课税者组成的家庭”, 或“仅限由2023年度住民税均等割的课税者和非课税者组成的家庭”

令和5年12月1日において、本市に住居登録があり、「令和5年度住民税均等割のみ課税者からなる世帯」または「令和5年度住民税均等割のみ課税者と非課税者からなる世帯」

已经领取了2023年度“东大阪市住民税免征家庭等の物价上涨对策补助金(3万日元)”吗?

令和5年度「東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金(3万円給付)」を受給しましたか?

是的是的 はい

没有 いいえ

2023年1月1日在本市有居民登记的家庭
令和5年1月1日時点で本市に住居登録をしている世帯

2023年1月2日以后迁入本市, 有居民登记的家庭
令和5年1月2日以降、本市に転入し、住居登録をした世帯

【无需办理手续】
预计在3月15日(周五)汇款
【手続き不要】
3月15日(金)振込予定

【需要办理手续】市政府将于2月末发送“确认书”。
请填写必要事项, 并附上所需材料一起寄回。
【手続きが必要】2月末に市から「確認書」を送付します。必要事項を記入し、必要書類とともに返送

【需要申请】3月15日(周五)以后在本市网站等下载“申请表”, 并附上所需材料一起提交。
【申請が必要】3月15日(金)以降に市ウェブサイトなどから「申請書」を入手し、必要書類とともに提出

申请・咨询处: 〒577-8521 东大阪市住民税免征家庭等物价上涨对策补助金支付中心 TEL:06-4309-3003

申込み・問合せ先: 市役所住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金支給事務センター

小学、中学、义务教育学校的新入学、升学手续办理好了吗?

小・中学校、義務教育学校 新入学・進級の手続きはお済みですか

[外籍儿童、学生的入学]刚从国外入境的人士等, 希望孩子就读于市立小学、初中、义务教育学校的人, 需要办理手续。
外籍儿童新生1年级儿童, 请将去年10月以后邮寄的入学指南书(入学案内书)中附带的入学申请表提交到学事课。

【外国籍児童生徒の就学】外国から新たに入学したなど、新たに市立小・中学校、義務教育学校へ子どもの入学を希望する方は、手続きが必要です。外国籍の新1年生の子どもは昨年10月以降に送付した入学案内書に添付している入学申請書を学事課に提出してください。

咨询处: 学事课 TEL 06-4309-3271/ FAX 06-4309-3838

問合せ先: 学事課

轻便摩托车・轻型汽车等的报废手续截止到4月1日

原付自転車・軽自動車などの廃車手続きは4月1日までに

报废、出售、转让轻便摩托车、小型汽车等时, 或被盗时, 请务必在4月1日(周一)之前办理手续。
如果没有办理手续, 即使不再拥有车辆, 4月1日现在的所有者, 也将继续负担轻型机动车税(类别折扣)

原動機付自転車・軽自動車などをスクラップ廃車・売却・譲渡するときや盗難にあつたときは、必ず4月1日(月)までに手続きをしてください。
手続きをしないままにすると、車両がなくても4月1日現在の所有者に引き続き軽自動車税(種別割)がかかります。

咨询处: 税制课 TEL 06-4309-3134 / FAX 06-4309-3810

問合せ先: 税制課

国民健康保険・后期高齢者医疗保险 即使没有收入(所得)也需要办理申报手续

こくみんけんこうほけん こうきこうれいしゃいりようほけん しゅうにゅう しょとく しんこく ひつよう
国民健康保険・後期高齢者医療保険 収入(所得)がなくても申告が必要です

因为即使没有收入也需要申报, 所以请前往医疗保险室保险费课或行政服务中心申报。另外, 已经办理了确定申报或市、府民税申报的人士不需要申报收入(所得)。

しゅうにゅう しょとく しんこく ひつよう いりようほけんしつ
収入(所得)がなくても申告が必要ですので、医療保険室
ほけんりょうか ぎょうせい かなら しんこく
保険料課または行政サービスセンターで必ず申告をしてく
ださい。なお、確定申告や市・府民税の申告をした方は所得
かていしんこく し ふみんぜい しんこく かなら しょとく
申告の必要はありません。

咨询处: 保険料課 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807

問い合わせ先: 保険料課

海外就医时支付部分医疗费用

かいがい ちりょう う りりょうゆひ いちぶしきゅう
海外で治療を受けたときの療養費の一部を支給

在海外旅行时等因病或受伤而接受治疗时, 根据国民健康保险有时可以支付一部分医疗费。

かいがいりりょう びょうき ちりょう う こくみん
海外旅行中などに病気やケガで治療を受けたときに、国民
けんこうほけん りりょうゆひ いちぶ しきゅう ばあい
健康保険により療養費の一部を支給される場合があります。
じゅしん かいがい いりりょうきかん ひりょう ぜんがく
受診した海外の医療機関などで、かかった費用の全額をいつ
しはら ちりょうないよう いりりょうゆひ しりょうめいしよ
たん支払い、治療内容やかかった医療費などの証明書をもら
きこくご しんせい いりりょうゆひ しきゅう にほん
って帰国後に申請してください。ただし、医療費の支給は日本
こくない ほけんしんりよう かぎ ちりょうもくてき とくごう
国内で保険診療となっているものに限り、治療目的の渡航
たいしりょうがい
は対象外です。

请先向就诊的海外医疗机构等全额支付所发生的费用, 并取得治疗详细信息和所支付的医疗费用证明书等回国后申请。但是, 医疗费仅限在日本国内能适用于健康保险治疗的情况下。以治疗为目的去国外的则在对象外。

◆申请所需资料: ▷国民健康保险证 ▷治疗详细明细表、收据原件、收据明细表(外语的情况时需要日语翻译文件) ▷护照等可以确认出入境履历的资料

◆申請に必要なもの: ▷国民健康保険証 ▷診療内容
めいさいしよ りりょうしゅうしよ げんぼん りりょうしゅうめいさいしよ がいこくご ばあい
明細書・領収書の原本・領収明細書(外国語の場合は
わやくぶん しゅつにゅうこくれき かくにん しりょうい
和訳文も) ▷パスポートなど出入国歴が確認できる書類
ふりこみさき ちりょうき かか どういしよ
▷振込先のわかるもの ▷調査に関わる同意書

▷可以了解银行汇款信息的证明文件 ▷调查相关的同意书

咨询处: 资格给付課 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804

問い合わせ先: 資格給付課

从3月1日起为儿童接种周

がついつちち こ よぼうせつしゅしゅうかん
3月1日からは子ども予防接種週間

在开始入园・入学等的集体生活之前, 请确认一下母子手册上有没有忘记打预防接种。

にゅうえん にゅうがく しゅうだんせいかつ はじ まえ よぼうせつしゅ
入園・入学などの集団生活を始める前に、予防接種の
う わす ぼ しけんこうてちよう かくにん とく ま
受け忘れがないかを母子健康手帳で確認しましょう。特に麻
ふう こんごう ていきせつしゅ きたいしりょうしや へいせい ねん
しん風しん混合ワクチン定期接種の2期対象者(平成29年4
がつふつか へいせい ねん がついつちちう がつ にち せつしゅきかん
月2日~平成30年4月1日生まれ)は、3月31日までの接種期間
す じ こふたん
を過ぎると自己負担となります。

特别是麻疹风疹混合疫苗的定期接种2期对象者(2017年4月2日~2018年4月1日出生的孩子), 过了3月31日的接种期费用则由自己负担。

咨询处: 感染症対策課 TEL 072-960-3805/ FAX 072-960-3809

問い合わせ先: 感染症対策課

临时性托育就业认定证需办理更新手续

いちじあず しゅうろうがたにんていしりょうしんてつづ ひつよう
一時預かり就労型認定証更新手続きが必要

使用就业型的临时性托育时, 需要事先得到使用认定。2024年度临时性托育就业型认定证的申请将于3月1日(周五)开始受理。本年度获得认定的人士, 如果接着使用的情况时, 也需要办理继续(使用)申请。所需文件根据使用的理由而不同。另外, 也可以办理邮寄手续。详细情况请查看本市网站, 或咨询儿童健康部设施支付课或福祉事务所育儿支援係。

しゅうろうがた いちじあず りりょう ばあい じぜん りりょうにんてい
就労型の一時的預かりを利用する場合は、事前に利用認定を
う ひつよう れいわ ねんど いちじあず しゅうろうがたにんていしりょう
受ける必要があります。令和6年度の一時的預かり就労型認定証
しんせいりゅうけつ がついつちち きん かいし こんねんど にんてい
の申請受付は、3月1日(金)から開始します。今年度に認定を
う かねた ひ つづ りりょう ばあい けいぞく しんせい ひつよう
受けている方も、引き続き利用する場合は継続の申請が必要で
ひつようしりょうい りりょう りりょう こと ゆうそう
す。必要書類は利用する理由によって異なります。また、郵送で
てつづ かのう くわ し らん
の手続きも可能です。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。
こ ぶしせつきゅうふか ふくしじむしょこそだ しえんがかり
子どもすこやか部施設給付課または福祉事務所子育て支援係へ
問い合わせください。

咨询处: 施設給付課 TEL 06-4309-3302 / FAX 06-4309-3817

問い合わせ先: 施設給付課